

地方分権改革推進委員会の「中間的な取りまとめ」について

地方分権改革推進委員会におかれては、丹羽委員長のリーダーシップの下、精力的に議論を重ねられ、「地方分権改革推進に当たっての中間的な取りまとめ」を取りまとめられた。

この「中間的な取りまとめ」においては、地方分権改革の理念や検討の方向性を明確にしつつ、義務付け・枠付けについては、具体的な見直しの方策が示された。また、国税と地方税の税源配分については5：5が明記され、個別の行政分野においても、地方の意見を踏まえた大胆な見直しの方向が示されているところであり、これらの点については評価するものである。

他方、義務付け・枠付けの見直しを除いては、改革の実現に向けた具体的な方策が明らかになっておらず、また、地方六団体が求めていた「地方共有税の導入」や「(仮)地方行財政会議の法律による設置」などについては触れられていない。

さらに、医療、生活保護等地方公共団体の行財政運営に多大な影響を与える制度の見直しも提起されているが、例えば、生活保護における医療費扶助の分離等の指摘については、国が国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するための制度であることや現状の制度運用の実態を踏まえより慎重であるべきである。

「中間的な取りまとめ」は、勧告に向けた羅針盤と位置づけられているが、今後、順次なされる勧告においては、改革の具体的な内容及び実現のためのスケジュールを必ず盛りこむべきである。

地方六団体は、第二期改革の実現に全力で取り組む覚悟である。委員会においても、今後、都道府県・市町村と積極的に意見交換を行い、それぞれの意見を十分に踏まえつつ、真の地方分権改革の実現に向けて更に尽力されることを期待する。

平成19年11月16日

地 方 六 団 体

全 国 知 事 会 会 長	麻 生 渡
全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会 会 長	家 元 丈 夫
全 国 市 長 会 会 長	佐 竹 敬 久
全 国 市 議 会 議 長 会 会 長	藤 田 博 之
全 国 町 村 会 会 長	山 本 文 男
全 国 町 村 議 長 会 会 長	原 伸 一